

○農地中間管理機構の名称の変更の届出

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 5 条第 2 項の規定により、公益社団法人神奈川県農業公社から法人の名称を変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 変更後の法人の名称

公益社団法人神奈川県農業会議

2 変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日